

# 富士市個人情報の保護に関する法律施行細則

（令和 5 年 3 月 3 1 日）  
規則 第 1 8 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「政令」という。）及び富士市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年富士市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書）

第 2 条 法第 7 7 条第 1 項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第 1 号様式）によるものとする。

2 法第 7 7 条第 1 項の開示請求をする者が開示請求に係る保有個人情報の本人の委任による代理人である場合は、次の各号の書類のいずれかを提出しなければならない。

- (1) 本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書
- (2) 本人が氏名を自書した委任状及び運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し
- (3) その他市長が適当と認める書類

（開示決定等の通知書）

第 3 条 法第 8 2 条第 1 項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

2 法第 8 2 条第 2 項の書面は、保有個人情報非開示決定通知書（第 3 号様式）によるものとする。

（開示決定等の期限延長通知書等）

第 4 条 次の各号の書面は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 5 条第 2 項の書面 保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第 4 号様式）
- (2) 条例第 6 条の書面 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第 5 号様式）

（事案移送通知書）

第 5 条 法第 8 5 条第 1 項後段の書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第 6 号様式）によるものとする。

（第三者に対する通知）

第 6 条 法第 8 6 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（法

第86条第1項関係) (第7号様式) によるものとする。

2 次の各号の書面は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第86条第2項本文の書面 保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(法第86条第2項関係) (第8号様式)

(2) 法第86条第1項又は第2項の意見書 保有個人情報の開示決定等に関する意見書(第9号様式)

(3) 法第86条第3項後段の書面 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定をした旨の通知書(第10号様式)

(電磁的記録の開示方法)

第7条 法第87条第1項本文の行政機関等が定める方法は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市の機関が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、市の機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスク、光磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「フレキシブルディスク等」という。)に複写したものの交付

(開示の実施方法等申出書)

第8条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第11号様式)によるものとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第9条 保有個人情報が記録された文書等(法第87条第1項本文に規定する保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録をいう(文書、図画又は電磁的記録を複写したもの並びに第7条第2号アに規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したもの並びに専用機器により再生したものを含む。))。以下この条及び次条において同じ。)の閲覧又は視聴は、市の機関が指

定する期日及び場所において行う。

2 市の機関は、開示決定を受けた者で閲覧又は視聴により保有個人情報の開示を受けるものが当該閲覧又は視聴に係る文書等を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該文書等の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 文書等の写し（第7条第1号に規定する録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したもの並びに同条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものと並びにフレキシブルディスク等に複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

（保有個人情報が記録された文書等の写し等の作成につき負担すべき費用の額の減免）

第10条 条例第4条第3項の規定により同条第2項に規定する写し等の作成及び送付に係る費用の額の減免を受けようとする者は、第2条の保有個人情報開示請求書の提出を行う際に、併せて当該減免を求める理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の書面には、法第87条第1項本文の保有個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（送付に要する費用の納付の方法）

第11条 政令第28条第4項後段の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他市長が必要と認める方法とする。

（訂正請求書）

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）によるものとする。

2 法第91条第1項の訂正請求をする者が訂正請求に係る保有個人情報の本人の委任による代理人である場合は、次の各号の書類のいずれかを提出しなければならない。

(1) 本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書

(2) 本人が氏名を自書した委任状及び運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し

(3) その他市長が適当と認める書類

（訂正決定等の通知書）

第13条 次の各号の書面は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第93条第1項の書面 保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）

- (2) 法第93条第2項の書面 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）  
（訂正決定等の期限延長通知書等）

第14条 次の各号の書面は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第94条第2項後段の書面 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）  
(2) 法第95条後段の書面 富士市訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）  
（事案移送書等）

第15条 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）によるものとする。

（訂正実施通知書）

第16条 法第97条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書（第18号様式）によるものとする。

（利用停止請求書）

第17条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）によるものとする。

2 法第99条第1項の利用停止請求をする者が利用停止請求に係る保有個人情報の本人の委任による代理人である場合は、次の各号の書類のいずれかを提出しなければならない。

- (1) 本人の実印を押印した委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書  
(2) 本人が氏名を自書した委任状及び運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し  
(3) その他市長が適当と認める書類

（利用停止決定等の通知書）

第18条 次の各号の書面は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第101条第1項の書面 保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）  
(2) 法第101条第2項の書面 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）

（利用停止決定等の期限延長通知書等）

第19条 次の各号の書面は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第102条第2項後段の書面 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）  
(2) 法第103条後段の書面 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）

式)

(審査会諮問通知書)

第20条 法第105条第3項の規定により準用する同条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(第24号様式)によるものとする。

(施行状況の公表の方法)

第21条 条例第8条の規定による施行状況の公表は、市の掲示場への掲示、市広報及び市ウェブサイトへの登載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(富士市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 富士市個人情報保護条例施行規則(平成17年富士市規則第36号)は、廃止する。

第1号様式（第2条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）

住 所  
請求者 氏 名  
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）		
求める開示の実施方法等	(1) 事務所における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） 実施の希望日 年 月 日 (2) 写し等の送付を希望する。	
開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	

（注）

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 請求するときは、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の請求者本人であることが確認できる書類を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、登記事項証明書等の請求資格が確認できる書類を提示し、又は提出してください。
- 4 任意代理人が請求する場合は、委任状等の請求資格が確認できる書類を提示し、又は提出してください。

保有個人情報開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報	( 全部開示 ・ 部分開示 )	
不開示とした部分とその理由		
開示する保有個人情報の利用目的		
開示の実施の方法等	開示の実施の方法等	
	事務所における開示を実施することができる日時及び場所	
	写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）	
担当部署	電話番号	

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告（富士市長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報非開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	
担当部署	電話番号

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告（富士市長が被告の代表者となります。）として、処分取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



第4号様式（第4条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富士市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当部署	電話番号

第5号様式（第4条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富士市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示決定等の期限の 特例を適用する理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	年 月 日 (可能な部分については、年 月 日までに開示決定 等を行います。)
担当部署	電話番号

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等		
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
移送先	行政機関 の長等	
	担当部署	電話番号
移送元の担当部署		電話番号

第7号様式（第6条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（法第86条第1項関係）

第 号

年 月 日

様

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により意見を伺うものです。

本件保有個人情報の開示について意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる に関する 情報の内容	
意見書の提出先 (担当部署)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

第 8 号様式（第 6 条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（法第 8 6 条第 2 項関係）

第 号

年 月 日

様

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定により意見を伺うものです。

本件保有個人情報の開示について意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示請求の年月日	年 月 日	
法第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分	
	適用理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容		
意見書の提出先 (担当部署)	電話番号	
意見書の提出期限	年 月 日	

第9号様式（第6条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）

提出者 住所  〔 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名  〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見書を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。  <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	電話番号

（注）

- 1 保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。  
また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。
- 2 本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

第10号様式（第6条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

第 号

年 月 日

様

印

から 年 月 日付けで提出があった保有個人情報の開示決定等に関する意見書に係る保有個人情報については、次のとおり開示決定をしたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当部署	電話番号

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告（富士市長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）

住 所  
申出者 氏 名  
電話番号

個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	第 号	
開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
	<input type="checkbox"/> 複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
	<input type="checkbox"/> その他 （ ）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
「写し等の送付」の希望の有無	有（同封する郵便切手等の額 円）・無	

（注）実施の方法について該当する□にレ点を記入してください。「その他」又は「一部」を選択された場合には、括弧内に具体的に記載してください。



第12号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）

住 所

請求者 氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号	年 月 日付け 第 号
	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)	
本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	

（注）

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 請求するときは、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の請求者本人であることが確認できる書類を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、登記事項証明書等の請求資格が確認できる書類を提示し、又は提出してください。
- 4 任意代理人が請求する場合は、委任状等の請求資格が確認できる書類を提示し、又は提出してください。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
担当部署	電話番号

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告（富士市長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第14号様式（第13条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	
担当部署	電話番号

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告（富士市長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第15号様式（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当部署	電話番号

第16号様式（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正決定等の期限の特 例を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当部署	電話番号

第17号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等		
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
移送先	行政機関 の長等	
	担当部署	電話番号
移送元の担当部署		電話番号

保有個人情報訂正実施通知書

第 号

年 月 日

様

印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
担当部署	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

住 所

請求者 氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書番号	第 号
	開示決定通知書の日付	年 月 日
	開示決定に基づき開示を受 けた保有個人情報	
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨)  (理由)	
法定代理人又は任意 代理人による訂正請 求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
担当部署	電話番号	

(注)

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 請求するときは、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の請求者本人であることが確認できる書類を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、登記事項証明書等の請求資格が確認できる書類を提示し、又は提出してください。
- 4 任意代理人が請求する場合は、委任状等の請求資格が確認できる書類を提示し、又は提出してください。



保有個人情報利用停止決定通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
担当部署	電話番号

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告（富士市長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 2 1 号様式（第 1 8 条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしない旨の決定をしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担当部署	電話番号

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、 を被告（富士市長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第22号様式（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当部署	電話番号

第23号様式（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当部署	電話番号

個人情報保護審査会諮問通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けの に対する審査請求について、次のとおり富士市個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等、訂正決定等 又は利用停止決定等	
審査請求	(審査請求日) 年 月 日 (審査請求の趣旨)
諮問日・諮問番号	年 月 日 第 号
担当部署	電話番号